

○井神議長 通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

私は、議長の許可を得ましたので、7点にわたって、執行部に対して質問をさせていただきますと思います。いずれも岩出市民にとっては非常に大切な課題でもあり、問題点でもあります。市長の答弁をまず求めておきたいと思います。

まず最初に、昨今問題になっておりますヘイトスピーチについてお聞きをしたいと思います。

さきの国会で、ヘイトスピーチ、略称として解消法というのが成立をしました。もちろん、これはほぼ全会一致で、厳格な附帯決議をつけて可決されたものであります。法律の目的や行使、法律の特色としては理念法であって、日本で初めて外国人に対して、監視ではなく、保護の観点を持った法律であり、日本で初めてヘイトスピーチ問題を明示した法律であります。附帯決議の具体化、地方自治体の責務、関係についてもそれぞれうたわれております。

このヘイトスピーチが起きた事件というのが、朝鮮学校襲撃事件に始まり、人種差別や人権侵害の有罪の確定、徳島県教組襲撃事件の高裁判決等において、この問題を避けて通ることができない重要な課題であるということで、幾つかの地方自治体でこの問題に取り組みをされたわけであります。

昨今では、反対する住民と警察官の説得、デモ主催者が応じ、10メートルほど進んだところで中止をされた事例もあります。また、6月9日には、香川県知事が県議会本会議で、県議の一般質問に対して、民族差別を助長するヘイトスピーチを繰り返す団体などに対し、県の施設では、ヘイトスピーチを絶対に行わせないという強い意思をもって対応すると答弁をされております。

ヘイトスピーチは、差別先導による人権侵害行為であり、被害者の自殺や殺害までも引き起こす危険な行為でもあるにもかかわらず、そして、差別をして人を傷つける宣伝行為や殺人を先導する先導行為は、表言の問題以前の全く別次元の問題でもあるにもかかわらず、日本においてヘイトスピーチ問題が表現の自由問題の範疇での問題であるかのように、誤解や無理解がいまだに横行しているのは、ヘイトスピーチという英語を増悪表現と単純直訳してきたからであります。

日本社会において、スピーチという言葉で想像されるのは、結婚式のスピーチとか政治家のスピーチ、スピーチコンテストなどを典型とした悪意や人権侵害、差別先導など、全く想定されないお話や演説という意味での英単語であり、英語本来に

含まれる意味範囲に比べると、かなり狭い範囲のものでしかありません。

また、日本語の増悪という個人的な恨みや遺恨、憎しみを連想させるだけで、差別感情を土台とした哀惜や憎しみの感情という意味合いは、ほとんどないのが現状であります。

しかし、ヘイトスピーチによって、言葉の概念に対して、市がヘイトスピーチという形で記述することには何ら不都合がないはずであります。岩出市において、どういう概念を持っておられるのかということをお聞きしたいと思っております。

そこで、門真市においては、反ヘイト姿勢を先進的に取り組みをしております。東京弁護士会の冊子においても紹介されておるんですが、その背景には、ヘイト問題担当職員らが資料を読んだり、庁内で職員人権研修を実施したりするなどだけではなく、各種講演会に参加して、ヘイトデモやカウンターの闘いの場で視察を行い、ヘイト勢力主催の慰安婦問題展示会の視察に行ったりなど、いろいろな自己研修を行って視野を広げて、努力しているということでもあります。

ヘイトスピーチ解消法とその附帯決議に関して、岩出市の責務も含めて、市として全庁の職員、施設管理の民間団体職員を含めて詳しい説明や研修をして、周知と認識共有を図っていかねばならないはずであります。

そこでお聞きして質問したいことは、まず第1点は、岩出市におけるヘイトスピーチ解消法の意義と認識をどのように持っておられるのか、市長にお聞きをしたいと思います。

それから、今後の対応についてであります。条例の制定の考えはお持ちなのかどうか。それから、職員への研修を今後どのように進めていくのか、以上2点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員ご質問の1番目について、お答えをいたします。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながります。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」の成立施行により、不当な差別的言動は許されないと宣言したことは意義があると考えております。

また、ヘイトスピーチの解消を進めていくことは、重要であると認識をいたしてございます。

○井神議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の２点目、今後の対策はどうか、条例制定の考えはどうか、職員への研修はどうかについてでございますが、法律の附帯決議では、本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取り組みに関する施策を着実に実行することとしており、現在のところ、当市において条例を制定することは考えておりません。

職員研修につきましては、特に、ヘイトスピーチに特化した研修は考えておりませんが、人権研修等の機会を捉え、職員への周知啓発に努めてまいります。

今後とも人権を尊重し、誰もが互いの文化を認め合い、自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現を目指してまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうからヘイトスピーチに関して大変重要な問題であるというご答弁をいただきました。それを受けて、生活福祉部長のほうから答弁をいただきましたが、私は、事前事前に、何か今のご答弁を聞きますと、岩出市においては、こういうヘイトスピーチに類するようなことが発生してない、起こり得ないという上に立ったご答弁ではないかと、私は思うわけであります。

そうじゃなくして、将来にわたって人権問題を含めたヘイトスピーチに特化した条例制定というのは、この段階で、今の段階で考えておく、これが一番大切であろうと私は思っております。

少なくとも、条例案については、先進的な条例事例を研究して、岩出市においても積極的に調査研究をして、制定に向けて努力をするという表現があっても、これは何ら問題がないのではないかと。今の答弁では考えていない。こんなことでは、市行政の姿勢が疑われるわけであります。それについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、ヘイトスピーチ対応については、今、大阪市、それから箕面市、これは条例化をされております。それぞれにおいて多少問題はあることはあるんですが、いずれにしても、あることに対して、条例化していることに対しては、私は高く評価すべきではないかというふうに思っております。

具体的に進めるに当たって、顧問弁護士等とも相談をされて、早期に条例化に向けた取り組みを、ぜひこの段階で決断をして進めていただきたい。

それから、職員研修の問題であります、人権学習とあわせてヘイトスピーチの問題を入れていくということではあります、それは否定はしません。しかし、ヘイトスピーチだけでも何時間もしゃべれば、非常に重要な問題を含んでいるわけがあります。別立てで、ヘイトスピーチに特化した内容で、どういうものなのかということ、事前に知っておく、研修をする。これから国際化時代に入っていく中で、岩出市においても、多くの近隣の国から来られているというのが実態であります。そこら辺を含めても、ぜひこの研修も実施計画を組んで、スケジュールの中に入れて取り組みを強化していただきたい。それについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、先進地市町村を見習って勉強して、条例制定に向けて努力していくべきではないかというところと、それから、やはり、ヘイトスピーチに特化した職員の研修を行うべきではないかという、そういうご質問であったかと思います。

まず、条例制定に向けてであります、現在、岩出市において、確かにヘイトスピーチに当たるおそれがあるデモ・集会が実施されたことはありませんが、もちろん今後、全くないということは、もちろんないと思われます。そのようなことも考え、先進市町村の事例を勉強しながら、あるいは県警など関係機関と連携をして、ヘイトスピーチが起こった場合に対する対応について、協議する場を設けていきたいと考えております。

それから、職員の研修についてでございますが、いわゆる人権研修と申しまして、現在、障がい者の方の人権あるいは高齢者の方の人権、さまざまな人権もございます。そういう中で研修する事項はたくさんあるという中で、もちろんこのヘイトスピーチに関しても重要だと考えておりますので、それらの中で研修を実施してまいりたいと考えております。

顧問弁護士と協議をしながらというお尋ねであったと思いますが、関係機関というところで、警察も含め、必要に応じて顧問弁護士のほうとも協議をする必要がある場合は、相談してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。協議会等をつくって、さらに進めていくというご答弁でありました。1つ前向きに、より積極的に取り組みを強化をすべきだということだけつけ加えて、この質問を終わりたいと思います。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 さきの東北の震災並びに熊本における二度にわたる大きな地震によって、いろいろな諸課題が発生をしまいいりました。熊本県においては、余震があって、本震があるという部類の、最初、本震やと言われたものが、後から本震が二度あるような非常に大きな甚大な災害が発生したということであります。いまだに数千名の方が自宅において生活できない状況にあるということは、心から支援の声を上げていきたいと、私も考えております。

この災害の教訓をいろいろな形で報道されております。多くの問題点が浮き彫りになっているわけでありますが、省みて、岩出市の危機管理、災害時での危機管理について、どうしていくのかということが、反面教材として、私たちは抑えておく必要がある、そのように考えております。

そこで、まず第1点は、岩出市において同様の災害が起きた際、家屋倒壊等の判定員という者は何人いてるんであろうか。各地方団体から応援を受けて、その対応をされてきたんですが、実際、いざというときに、岩出市職員で、この判定員というのは何人いてるんだらうかということを疑問に思っております。全壊、半壊、損壊等々のこのような基準が出てくるわけでありますが、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に、罹災証明書の発行、これが非常に熊本においてはおくれておるがゆえに、その他の手続がおくれを生じてきたと、こういうことが言われております。岩出市において、この罹災証明書の発行の手順並びに実際にシミュレーション、いわゆる訓練を過去されてきているのか。いざというときに、そういうような対応でチェックをして対応できるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、上下水道に関してであります。熊本においても、これは新聞報道等で、私も一度現地へ行ったことがあるんですが、友人と。上下水道の配管図というんですかね、管路図ですね、管路図と言われる、どこに、道にどのような配管が走っているのか。これが管理をされてないということで、後々の復旧

工事に支障が来て、いまだに水道の復旧が完全に行き届かないということを見聞きしてまいりました。岩出市においては、そういうことはないと思いますが、上下水道管の配置図、管路図というのは100%所管で整備されているのか、実態はどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、さらに現在の上下水道管は、震度幾らまで耐えることができる構造になっているのか。水道管等については、補修がされてきておりますが、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、4番目に、岩出市内の全ての避難施設、公共施設に関してありますが、耐震化率というのは実際どうなのか。現在の震度に、熊本と同様な地震が起きたときに、公共施設における耐震化というのは万全なのか、これについて具体的に公共施設の耐震化度というものをご答弁をいただきたいと思います。

それから、震度に耐え得るということで、これは平成21年10月1日、市の広報に載っておるんですが、岩出市立小中学校の耐震補強状況については発表されております。それ以外の状況の中で、震度7程度の地震が起きた場合に耐え得るのか、これについて、現在、どのように岩出市は把握をされているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　通告書に基づき答弁をさせていただきます。

尾和議員ご質問の2番目、危機管理についての1点目、家屋倒壊判定員の人数、人員につきましては、家屋被害認定士の資格を持つ職員は21名です。

次に、2点目、罹災証明書の発行訓練実施はしているのかについてお答えします。

罹災証明書の発行につきましては、以前から台風などによる被害に対する発行を行っております。しかしながら、今回のような大規模災害を想定しての訓練は、今後計画してまいります。

次に、4点目、避難公共施設の耐震化率につきましては、全ての施設の耐震化工事を完了しております。この耐震工事につきましては、平成18年国土交通省告示、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき行っており、震度6強の大規模な地震が発生した場合に対応しております。また、耐震化工事は完了していることから、今後は国等からの指示があれば再点検を含め対応してまいります。

○井神議長　上下水道局長。

○濱田上下水道局長 おはようございます。

危機管理についての３点目、上下水道の管路図は管理しているのか、耐震化はどうかのご質問にお答えいたします。

上下水道とも管路図につきましては、毎年度、工事完了したものを反映し、整備しております。

また、耐震化については、上下水道とも、現在、市が施工しているものは耐震化しております。

上下水道の耐震化率でございますけども、上水道の耐震化率は33.6％です。下水道の耐震化率は、紀泉台の一部を除き100％でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。家屋倒壊の判定員については21名おられますということなのですが、そういう人たちのこれについては訓練を常時やっておるということが必要ではないかなと。日々情勢は変わってまいりますので、その点を指摘をしておきたいと思います。

それから、罹災証明書については、台風などについては今までやったけども、大規模災害においてはやってないんで、今後、計画をしていくということであります。これについては、罹災証明書が一日も早く速やかに発行できるよう万全の体制をしていただきたい。いつごろまでにこの計画をされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、上下水道に関してであります。今、部長のほうから答弁をいただきました。毎年、更新時にということではありますが、上水道については33.6％、それから下水道については、現在進行形ではありますが、耐震化率は100％だということでもあります。上水道については33％、いわゆる70％がまだ完成してないんですよね。耐震化率についてはそう答えられたんですが、岩出市内の管路図、配置図、どのように水道管が配置をされているのか、これについて100％把握をされているのかどうか、これについて再度ご答弁をください。

それから、耐震化については、全ての耐震化については終わっていると胸を張って言われております。しかし、今の答弁では、震度6というような発表でありました。最近の東南海地震における震度は、8を上回るんじゃないかという見解も専門家の中で出てきております。それによると、それに対して、岩出市は全ての施設が安全になるのか、そこら辺について再検討する必要があると私は思うんですが、

それについてご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

罹災証明書の発行についての訓練の話ですけれども、台風における罹災証明書の発行という経験がありますので、私のほうから、いつまでこの訓練をするという期日については申し上げませんが、できるだけ早いうちに訓練をさせていただきたいと思います。

それから、耐震化の問題で、震度6、それから、尾和議員は震度8とおっしゃいましたけれども、震度7という地震が発生するかもしれないということでもありますので、我々としても危惧しておりますけれども、これにつきましては、我々、国土交通省の示す基準によりまして耐震化を実施してございますので、先ほどの1回目の答弁と同じですけれども、国土交通省のほうから新たな基準が定められれば、再度これについては対応してまいりたいと考えてございます。

尾和議員の再質問の中で、21名の者が資格を持っておるけれども、訓練が必要ではないかという件ですけれども、21名につきましては、事あるごとに、この内容の訓練は実施していきたいと考えてございます。

○井神議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 管路図についてでございますけれども、上下水道とも電子データで100%管理しております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 耐震化の問題については、国土交通省のほうから新たな方針が出ればということではありますが、このI s値とかC T、C D値、補強後の数値は広報で発表されているんですが、これで見ますと、0.7から0.9のところがありますが、これで十分だというようなご見解のようであります。震度7・8クラスの地震が起きた場合、これは大変なことになりますので、それとあわせて並行的に考えていただきたい。つけ加えておきたいと思います。

それから、上下水道局長のほうから、管路については100%完備していると。どこの道にどういう配管が通っているのかということでもあります。しかし、上水道の、やはり懸念されるのは、33.6%ですよね。これをいかにして100%に近づけるのか



と。この年次計画をあわせてお考えがあれば、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

耐震化の工事の関係ですけれども、先ほどの答弁と重なりますけれども、国等からの指示につきましては、我々は敏感に反応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○井神議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今後の耐震化の計画はということでございますが、上下水道につきましては、昨年度策定した水道ビジョンに基づき、今年度、アセットマネジメントを行い、その中で管路の更新計画を作成し、さらに耐震化を進めてまいります。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市内における財産区についてお聞きをしたいと思います。

今回、財産区に関して、いろいろ調べていって、非常に不可解なことがあるということがわかりました。財産区そのものについては、市町村の一部が財産を有し、もしくは公の施設を設けているもの。また、市町村の廃置分合、もしくは境界変更の際の関係地方公共団体の財産に関して、協議に基づいて、市町村の一部が財産を有し、もしくは公の施設を設けるものとする。地方自治法294条の1項にうたわれております。

この財産区に関して、明治22年、この市町村施行の際に、市町村制施行後の協議によって進められて、2種類があるということであります。通常、前者のほうは22年前は旧財産区、後者のほうは新財産区と呼ばれているものであります。

徳川時代の旧村は、明治時代に新政府のつくった市町村で合併されました。しかし、その後も村の持ち山、いわゆる地元住民によって植林や下刈りや防災等々を行い、整備してきた新町村の支配から保護するために、財産区が設けられたものであります。これらは特別地方公共団体と言われております。

昨年12月の議会において、岩出市の境界について一般質問を行った際、和歌山市と岩出市の境界には錯誤はないというご答弁を事業部長のほうからいただきました。

その第1点であります。そこで、昭和31年7月4日の岩出町議会議長、小川由一議長のとくに、議案第35号 町村合併に伴う財産処分について可決された文書があります。この中には、財産区として存続するものとして、その他の財産は、岩出町に引き継ぐものとして、財産区が明記をされた文書であります。

そこでお聞きしたいんですが、この財産区を設置する財産の中に、岩出町山林3,232、それから山崎村3,648、根来村2,847、上岩出村2,612、小倉村210と、これが財産区だということで決議をされております。

そこで、岩出市における現在の状況についてお聞きをしたいんですが、まず第1点は、現在、市長にお聞きしたいんですが、岩出市内に、この財産区というのは現存するのか。この決議以降、現存しているのか、これを聞きたいと思います。

それから、2番目に、あるとき、それからないと言われるのであれば、ないとき、地方自治法第4章との関係で、どういう措置をしてきたのか、これについて答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告書に基づき答弁をさせていただきます。

3番目の「財産区に関して」について、一括してお答えをいたします。

昭和31年7月4日に、議案第35号 町村合併に伴う財産処分についてが上程、同日、原案可決され、岩出町岩出財産区、岩出町山崎財産区、岩出町根来財産区、岩出町上岩出財産区、岩出町船山財産区が設置され、また、岩出町ほか4カ村合併促進協議会協定事項においても、財政財産の整備についての項目において（旧町村財政財産共有林を含む）は財産区を設け、旧町村に残すとされています。しかしながら60年経過した現在、地方自治法に定められている財産区についての存在は、確認されていません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、財産区について、昭和31年7月4日に議会で決議された財産区、そのときには、これは現存していたわけですね。現存しているものが、今の総務部長の答弁では、ないんだと。全く支離滅裂といいますか、そしたら、財産区がそのときにあって、その後、財産区をなくした場合、なくなる場合、その場合も地方自治法では、明確にどのような手続をもってやるのか、これもうたわれております。その手続を今まで踏んでいるのかということですが、その手続についてどうされ

ているのか、お聞きをしたいと思います。

それと、これ一番重要な問題であります、市長ね、地方自治法の地方財政法の財産の管理及び運用、第8条に、地方公共団体の財産は、常に良好の状態に置いて、これを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的にこれを運用しなければならないとうたっているわけであります。

当該の市長は、市の財産を完全に把握をしてない、管理をしてないのが実態ではないのか、私はそう思わざるを得ないのであります。

そこで、市長のお考えを、これは聞かなければだめだなと思っておりますので、それをまずお聞きをしたいと思います。

それから、ない場合、地方自治法29条、財産または公の施設管理及び処分または廃止について規定をしております。

それから、財産区の住民に財産区の消滅自体については、その管理について、財産の全てを失ったとき、すなわち、売買契約等締結及び所有権の移転登記がなされたときと考えると。そうしますと、今、答弁はないということですから、移転登記はされたのかという疑問点が出てきます。

それから、財産区は独立した地方公共団体ですので、財産区の収支を明確にしておく必要性が経理上あるんですが、これについて、直近の時期で、当該特別会計設置条例の廃止をする必要性があります。設置条例があって、その後、廃止をすることが適当ということになるんですが、廃止をされてきているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　現時点では、財産区の存在が確認されないため、管理責任はないものと思っております。

○井神議長　総務部長。

○藤平総務部長　尾和議員の再質問にお答えをいたします。

尾和議員は、この財産区はないというふうに表現をされておりますけれども、私、先ほど答弁させていただきましたのは、存在は確認されていませんという答弁をさせていただきました。自治法との関係ですけれども、先ほどの答弁のように、60年経過した現在、地方自治法に定められている財産についての存在は確認されていませんということで、自治法上、問題はないと考えてございます。

○井神議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ一言で、存在してないから岩出市には関係ないんだと。市長の財産区については、ないんだから、これは私の範疇ではないと言われるんですが、私は、この37年の町議会において決議をされておった時点には、財産区として明記されているわけですね。明記されておきながら、それがどこへ行ったかわからん。岩出市は管理不十分じゃないんでしょうか。

どこ行ったかわからんような行政の把握の仕方、市民の財産を適正に管理をしていく、このことが求められるんですが、今の答弁では、財産区は、現在、存在しないということを言われております。全く私は理解できないんですが、こんなことでもいいのかどうか、責任の所在もわからない。しかし、一般的に財産区というのは、もと字のを聞きますと、財産区、私とこの根来の財産区ありますよとか、ほかの人に聞いたら、ここが私たちの財産区だという、一概に言われる方もおられます。それを明確にしておかないと、後世に禍根を残すということがあるんですが、それについても全くわからないということでしょうか。

それと、もう1点は、小倉の地区にある山崎地区ですかね、そこにある山崎村あるいは小倉村に関連するゴルフ場あるんですが、あれが財産区ではないのかということ調査をしていく段階でわかりました。これについては、財産区でないというご見解なのか、最後に確認をさせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

尾和議員、管理不十分であるというような発言ですけれども、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

それから、船山財産区の件につきましても、先ほどの答弁と一緒にありますけれども、60年経過した現在、地方自治法に定められている財産区についての存在は確認されてございません。

以上でございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、ワクチン接種に関して質問させていただきます。

乳幼児のワクチン接種に関しては、過去から現在も矛盾をしているということ

指摘をしまいいりました。しかし、岩出市は医療行為でないんで、問題はないんだと。現在も税金の無駄遣いを続けてきております。再検討すべきであると考えておりますが、見直しを関係機関と協議をしてやるべきだと私は基本的に考えております。

そこで、今回は平成26年・平成27年度における同時同日に接種した人員、件数で、及び初診料に相当する重複支払い額は、幾ら支出しているのか、個別に具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に、ワクチン問題で子宮頸がんワクチンの接種が、過去行われてまいりました。その間、現在はストップをしておりますが、多くの全国で後遺症が発症して、その後、非常に苦しい環境に置かれて生活されている学生さんがおられることを知っております。

その後、接種を自粛をしまいいりましたが、過去からの岩出市において接種してきた人員、それから後遺症の実態というのは、どのような状況にあるのか、岩出市が把握をされているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の4番目、ワクチン接種に関しての1点目、平成26・27年度同時同日接種件数及び初診料重複額は幾らか、2点目、子宮頸がんワクチン接種者数及び後遺症の発症件数はどうかについて、一括してお答えいたします。

まず、平成26年度・27年度における同時同日接種件数及び初診料相当重複額につきましてでございます。現在のところ、この件に関しましては、この事業を進める上で集計する必要性がないと考えており、集計をしていないという状況でございます。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチンの接種数でございますが、予防接種法において、定期接種として位置づけられました平成25年度以降でございますが、平成25年度、197名、平成26年度、3名、平成27年度、ゼロ名です。

後遺症の発症件数につきましては、いわゆる副反応と疑われる事例が1件となっております。

以上でございます。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 生活福祉部長、ワクチン接種の集計をする必要性はないと。全く説明責任を果たしてないんですよ、行政は。どういう理由で、データを持っておるが、それを集計する必要性はないという理由なのか、それをご答弁ください。

あわせて、25年度については、約900万ぐらい重複の支出があったということがあります。26年、27年については、集計をする必要性がないんだということであり、ます。我々は税金を使う、執行部の皆さんにとっては、無駄なところについては、切り込んでいくということは基本的な姿勢やと思うんですね。それにもかかわらず、今のような答弁は決して許されるものでは、私はないと。早急に説明責任を果たしていただきたい。

それから、子宮頸がんワクチンの接種の問題であります、私、ちょっと聞き漏らしたんですが、年次別に接種者数ですね、再度、後遺症の症状が出ているのは1件あったということですが、年次別に子宮頸がんワクチンの接種者数について、ご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種数に関してでございます。集計するデータがないのか、必要がないのかというようなご質問であったかと思いますが、集計する必要がないと申し上げた点でございますが、市の職員は、日々、市の発展のため業務に従事しております。さまざまな課題が発生し、業務量増加の一途をたどっております。このような状況の中で、必要である業務の取捨選択、あるいは優先順位をつけていくことが重要となっておりまして、予防接種の事業を進めるに当たって、必要な集計は行っておりますが、議員ご質問の集計に関しては、現在行っていないということでございます。

なお、前回、一般質問でご答弁させていただいた時点から、この事業を取り巻く環境の変化がございます。環境の変化という表現で申し上げましたが、具体的には、この事業に対して訴訟が提起されており、現在、係争中となっております。訴訟の相手方は尾和議員であります。このため、以上のことをご配慮願いたいと思います。

それから、子宮頸がん予防ワクチンの接種数、再度ご答弁いたします。

平成25年度、197名、平成26年度、3名、平成27年度、ゼロ名です。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長、私は訴訟が提起されているから調査をする必要がないととったんですが、今の立場はですね、議員として一般質問をして、本会議で説明を求めているわけでありまして。裁判の訴訟の件については、別人格で私はやってますけども、この議会において、議員としてですね、この実態についてお聞きをしているわけですから、それは事前にですね、私は約2カ月近く前から原課に調べてくれと、調査をしてくれと、一日や二日で私は言っとるんと違うんですよ。その前から言っておるんです。それでもできないというご答弁なのか、まずそれを1点お聞きをしたい。なぜ、答弁してくれないのか。説明責任を果たしてないというふうに思うんですが。

それと、子宮頸がんワクチン接種に関してですが、これはある市では、独自調査をして、接種者に対して分析をされている実態も聞いております。物覚えが悪くなったとか、月経量が異常になったとか、いろいろな実態把握をアンケート等によって集約をされているんですが、そういうことは実際岩出市ではやってこられているのか。もしやってないのであれば、今後やる計画はあるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ワクチンの接種件数に関する再々質問でございます。

言うまでもなく、市議会の議員の皆様方は、市民の代表として質問されており、そのご指摘は真摯に受けとめ、ご質問に対しても誠実にお答えするということでは十分認識してございます。

その一方で、先ほどご答弁させていただきましたとおり、訴訟の場で係争中というところもございます。この重複についての是非に関しては、そちらの場へ移ったと認識しておりますので、そういう意味からも答弁は、お控えさせていただきたいと思っております。

それから、次に、子宮頸がんワクチンの副反応という方の実態調査をやっておるのかというところでありますけども、この副反応1件というのは、まだ定期接種に移行する前の平成24年度以前の方でございます。この1件の把握についてでありますけども、受診された医療機関より国のほうへ、これはワクチンの副反応ではないかと、疑いがあるというところで、国のほうへ報告されたものが、県を通じて岩出市の方というところで1件という報告が来ております。というところでありま

で、その方、具体的に特定をできておりません。症状についても詳しい状況は把握できていないというところが現状でございます。

副反応と疑われる事例を把握する調査する計画があるのかというところでございますが、今申し上げましたように、副反応と疑われる方を特定することが、現時点で困難でありますので、今、具体的に計画的に調査をするというような状況にはなっておらないところでございます。

以上です。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　5番目、障害者差別解消法についてお伺いをしたいと思います。

今回、障がい者の社会参加を妨げるたくさんの障壁やバリアがあり、障がい者や家族関係者が諦めている場合があることがわかりました。障がいのある人もない人もともに生活できる住みよい社会を求められると、私は考えております。

そのためには、障がいに基づく差別を禁止して、平等な社会、扱いを主張する法律が紆余曲折を経て2013年に成立し、ことしの4月から施行されました。しかし、実態はまだまだ多くの解決すべき課題があることも事実です。私たちは、日常不断に取り組みを進めねばなりません。そこで、岩出市に居住している障がい者の実態をこの議会において共有していくということが求められると思います。

現在、障がい者別人員はどうなっているのか。岩出市の障がい者別人員はどうなっているのか。これが第1点目であります。

それから、2点目は、この法に基づいて各部において具体的に取り組みをされていると思うんですが、その取り組みの内容について、ご答弁をください。

それから、大きい項目の2であります。中途難聴者にとって、手話が習得できない人にとっては、要約筆記が有効であると言われております。私もある市議会を傍聴したときに、要約筆記で市議会を傍聴されておる方がありました。これはいいことだなと、つくづく思いました。また、要約筆記によって、各種団体、県の行事等においても要約筆記でやられておるところが多くあります。

岩出市において、現在、この要約筆記の対策、それから取り組み、ここら辺についてどういう現状にあるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。



○山本生活福祉部長 尾和議員のご質問の5番目、差別解消法についてお答えいたします。

まず1点目、障がい者別の人員、当市における障がいの種類別の障がい者数ですが、平成28年6月1日現在で、各手帳の所持者数は、視覚障害93名、聴覚障害148名、音声・言語・そしゃく機能障害28名、肢体不自由1,080名、内部機能障害492名、以上、身体障害者手帳所持者数は合わせて1,841名。続いて、療育手帳所持者数436名、精神障害者保健福祉手帳所持者数327名となっております。

次に、各部における取り組みのうち生活福祉部では、難聴者に対する環境整備として磁気ループあるいは目の不自由な方用に点字テプラの導入をしております。

また、地域福祉計画及び人権施策基本方針への音声コード、SPコードと呼ばれるものですが、音声コードの付与、それから職員対象にミニ手話講座の実施、NHK手話講師である早瀬憲太郎氏による障害理解講演会の開催、各種イベントにおける手話通訳の配置、耳マーク看板の窓口設置、障害者用駐車区画の確保等の取り組みをしております。

次に、要約筆記についてでございますが、要約筆記については、コミュニケーション支援事業として、和歌山県身体障害者連盟から要約筆記者を派遣していただくこととしており、対象者の方からの申請があれば行える準備をしております。

また、各種イベントにおきましても、パソコンによる要約筆記を行っており、具体的には、昨年度の「人権を考えるつどい」から実施しており、本年度も、先ほど申し上げました障害理解講演会あるいは環境特別記念講演会などの行事においても実施しておるところでございます。

以上です。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問5番目の1点目、障害者差別解消法に関してお答えいたします。

まず、障がい者別人員について、岩出市立小中学校における特別支援学級在籍児童生徒数を報告させていただきます。平成28年5月1日現在、知的障害学級の在籍は、小学校で43名、中学校は12名、自閉症・情緒障害学級は、小学校48名、中学校18名、肢体不自由学級は、小学校のみで1名となっております。

次に、各部の取り組みといたしまして、教育委員会の具体的な取り組みですが、学校教育では、特別支援学級に入級している児童生徒について、保護者の考えや本人の状態を考慮しながら、一人一人に応じた個別の指導計画を作成し、その計画に

基づいた指導や支援を行っています。

生涯学習関係では、成人式や市民運動会を初めとする各種イベントにおいて、聴覚に障がいのある方に対し手話通訳を実施しています。また、公民館の施設につきましては、福祉避難所の対策工事において、スロープ、手すり、点字ブロック、身体障害者用駐車場の設置を行うとともに、多目的トイレについては、和歌山県福祉のまちづくり条例に対応したスペースの確保やオストメイトの設置を行い、施設のバリアフリー化に努めてございます。

以上です。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 各部における取り組みということで、市長公室の関係でお答えいたしますと、まず、広報の関係では、色や文字の大きさなどユニバーサルデザインに配慮した広報紙の作成、ウェブサイトにおきましては J I S X 8341-3 達成等級 A に準拠しており、また、声の広報、声のウェブサイトの作成、さらに、市勢要覧等の刊行物への S P コードの張りつけを行うとともに、市民表彰等のイベントにおきましては手話通訳の配置を行ってございます。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 総務部における具体的な取り組みでございます。

窓口への耳マーク看板の設置、また、庁舎等への点字ブロック、スロープ、多目的トイレの設置を行うとともに、通路幅の確保に努めております。

なお、障害者差別解消法の施行に当たり、昨年 8 月に人権研修を実施いたしました。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 事業部における取り組みについてお答えします。

施設の整備については、和歌山県福祉のまちづくり条例に基づき実施しております。その整備内容としましては、スロープ、手すり、視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレ、車椅子使用者駐車区画などです。

なお、施設利用者に対して職員や施設管理者は、積極的に介助やお手伝いなどの配慮をするよう努めております。

次に、主要な公共施設付近の歩道について、新設または改築を行う場合は、和歌山県福祉のまちづくり条例の設計マニュアルに基づき、セミフラット方式の歩道形式、幅員 2 メートル、縦断勾配 5 % 以下、横断勾配 2 %、段差解消などに配慮して実施しています。

また、視覚障害者誘導用ブロックについても、駅周辺、官公庁、病院等の利用度の高い施設付近に必要な応じて敷設しております。

○井神議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 差別解消法についての各部における具体的取り組みはどうかのご質問にお答えいたします。

上下水道局においては、障がいのある方に対応できるよう人権及び接遇研修に積極的に参加しております。去る5月11・12日には接遇研修を実施しておりました。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、各担当部長からご答弁いただきました。岩出市における障がい者数、他市に比べて比較をしたことはないんですが、1,800名、いろいろ合わせますと二千四、五百名の方がハンディキャップを持って生活をされていると。実態がよくわかりました。

そこで、問題解決するために、障害者差別解消支援地域協議会ということが設置することができるんだとうたわれております。これについて、岩出市においては、この協議会なるものを設置をしていこうとしているのか、そんなもんする必要ないと考えているのか、お聞きをしたいと。

それから、要約筆記の問題であります。今、岩出市主催の行事については、要約筆記で対応されているということなんですが、個人的な要約筆記、これは要約筆記の派遣申込書というのが各市町村で作成されて、窓口に持っていけば、その時間に応じて対応してもらえというような制度があるんですが、これについては、岩出市は取り組みをされているのか。現状、取り組みをしているのであれば結構なことなんですが、こういう機会を通じて、申込書、これは福祉事務所長宛てに出して対応していると。

町田市でしたかね、ほかのところだったか、大阪あたりでは各自、申込用紙を作成して、随時対応しているということを聞いておりますが、これについてどうなのか。話すスピードと書くスピードというのは5倍から6倍ぐらい速いわけで、話し言葉は、同時に全て文字にあらわすということは不可能であります。要点を伝えていくと。それでコミュニケーションを図れる。最も有効なものであらうと。

紙とペンがあれば対応できますので、そこら辺の物質的なもの、そういうものについても整備を早急にやっていただきたい、やっていないのであればですよ。そのことをご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、障害者差別解消支援地域協議会を設置する考えはあるのかというところでございますが、国の基本方針の中で、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして、この協議会、組織することができると示されております。この協議会設置に当たりましては、さまざま広域な事例あるいは専門性の高いものについて、県との役割分担なども考えられることから、現在、国のモデル事業の結果なども参考に、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、要約筆記を必要とする方の申請を受け付ける制度があるのかどうかというところですが、先ほどの答弁で申し上げましたコミュニケーション支援事業ということで、今、県内に登録されております要約筆記ができる方、87名と聞いております。その方々が、和歌山県身体障害者連盟から派遣していただくというところで、必要とする方、市役所のほうへ申請に来ていただきましたら、そちらのほうから派遣いただき、病院等の機関へ行かれるときには一緒について行って、意思疎通の支援を行うことにしております。それから、市役所の窓口等に見えられた場合、簡単なやりとりであれば、筆談等で対応しておるところであります。いずれにいたしましても、意思疎通の支援を必要とする方に対しては、その方の状況に応じて支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要約筆記者派遣申込書、これはどこで、岩出市の窓口はどこになるのか、そこに常備されているのか、そこら辺について、最後に聞いておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

要約筆記を必要とする場合、申請の窓口というところでございますが、市役所の場合、福祉課ということになっております。

申請書が用意できているのかというところでございますが、常に福祉課の窓口で申請の対応ができるような準備をしております。

以上です。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 失礼いたしました。福祉課の障がい福祉係のほうで受け付けております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時40分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番目の質問から願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、6番目の質問をさせていただきます。

除染廃棄物問題についてであります。

福島原発事故による被害は、はかり知れないほど甚大であり、いまだに10万人に近い人が全国に追い出され、帰ることのできない現状になっております。その間、私が、事故後、指摘したように、まちはゴーストタウン化し、今では野生化した動物、中でもイノシシが闊歩しているのが現状であります。

原発のメルtdownによる被害は、全ての生きとし生けるものを無残にも破壊したのであります。放射性物質を含む農作物は、大手の飲食業者に売り渡され、販売されていると言われております。

安倍政権は、原発は完全にコントロールできていると、全世界にうその発信をしましたが、放射能汚染は海水にも垂れ流されているのであります。さらに、原発の内部には、いまだ誰一人として入ることのできない、周辺の放射線量はいまだに拡散しているのが実態であります。最近の広報では、小児がんの発症者が130人を超え、今後も拡大が懸念されております。

チェルノブイリ原発事故後、ウクライナにおいては、10ミリマイクロシーベルトを強制避難、5ミリマイクロシーベルトを移住の義務、1マイクロシーベルトを移住の権利があるとして対応していますが、日本においては、20ミリシーベルトでも帰還できるという全く理解に苦しむものであります。人の命をどう思っているのか理解できません。

今回、除染廃棄物に関しては、環境省は中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技

術開発戦略検討会において、3月30日、東京電力福島第一原発事故後の除染で出た除染土に関し、800ベクレル以下の除染土を遮へい及び飛散・流出の防止を行った上で、全国の公共事業で利用できる方針を決定しました。

周辺住民などの追加被爆量は、年間10マイクロシーベルトに抑えられるとしています。しかし、原子炉等規制法に基づく規則においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生量の基準は、100ベクレルとなっております。今回の環境省方針は、この80倍に当たるものであり、この検討会は最終処分場を減らすために、全国に放射能を拡散し、被爆させるものであります。

現在の管理型の処分場でさえ、周辺や地下水の汚染は避けられないのに、ましてや公共事業の構造基盤に使うのでは、汚染を防ぐことはできません。工事中においては、工事従事者も通行人も被爆することになります。大地震が発生すれば道路は陥没し、崩壊などが発生し、汚染土がむき出しになることになるのではあります。

そこで、質問をいたします。

まず第1点は、今回、環境省の方針について、岩出市ではどういう見解をお持ちなのか、まずお聞きをしたいと思います。

2番目に、この除染土の問題について、岩出市の方針はあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、岩出市内での道路などの建設資材に再使用しないよう、私は強く求めたいと思います。

市の明確な答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員ご質問の6番目の1点目、環境省の方針をどう考えるかについてをお答えいたします。

議員ご質問の環境省の方針につきましては、環境省の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会の第4回会議の検討資料として配布されたものであり、正式に環境省が方針を示したものではないようです。したがって、環境省の方針に関して、現時点で考えを述べられる状況ではありません。詳しくは担当部長のほうから説明をいたします。

○井神議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の6番目の1点目、環境省の方針をどう考えるかについて、2点目、岩出市の方針はあるのか、3点目、岩出市内での道路などの

建設資材に再利用しないように求めるのご質問について、一括でご説明いたします。

先ほど市長が説明いたしましたとおり、環境省の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会の第4回会議の資料として、今後の減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的な考え方についての中で、再生資材としての再利用を検討しているようですが、今後、実証事業、モデル事業などを実施し、社会的・経済的・制度的側面から、再生資材の利用促進方策や実施方針等の検討を行うこととなっております。

以上のことから、現状では、具体的な方針や方法については全く決まっていない状況であります。市といたしましては、環境省の正式な方針が示された時点で考え方を整理し、対応を検討することといたします。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 正式な決定ということではありますが、私の知る範囲では、全国の公共事業で利用できる方針を決定をしたということを報道されていますし、方針も出されているわけであります。

今回、なぜこれを言うかといいますと、現在の除染された廃棄物が、今、中間貯蔵施設に搬入され、今現在、東京ドームの18倍分がたまっていると言われていています。これを最終処分場も今決まってない。現状の中で、中間貯蔵の処理も、30年間保管をするということを言っていたんですけども、その中から、これ以上、たまるのは処理ができなくなるということで、遮へいして、道路のそれとか、堤防、そういうものに一定の覆いをかぶせて使用していくんだという方針は、既に決定をされているという実態にあります。

それから、出てきて、岩出市は決定をされるということですが、もし、そういうことが決定されても、岩出市としては放射能汚染の被爆を拡大することになります。瓦れきの問題については、クリーンセンターの受け入れを中芝市長は拒否をされた、これは正しい決断であったと、私は思っておりますし、この汚染された除染土についても明確な方針を立てて、岩出市についてはそういうものは使わないという方針を出すべきではないか。将来にわたって、この時点で、そういう態度を一貫した基本姿勢を持っていただきたい。それについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 環境省が正式に方針を出した場合は、市としての考え方はどうかという再質問にお答えをいたします。

先ほど、生活福祉部長がお答えしたとおり、環境省において、具体的な方針や施行方法等が全く決まっていない中で、市の考えは述べられる状況ではございません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 押し問答になるわけですが、国のほうが正式に決めてないということなんですが、将来にわたって、それは決めていこうとしているわけですから、そういう事態になったときにおいては、岩出市においては、そういう放射性物質を含む除染の廃棄物除染土については受け入れをしない、そういう方針をやっぱり打ち出していく。今からその方針を持っていただきたい。重ねて基本姿勢として、その方針を持って進んでいかれるのか、それとも方針が出たら受け入れしますよということなのか、ここについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど来、議員のほうからおっしゃっていただいております環境省の方針というところですが、先ほど申し上げたように、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、この中に下部組織としてワーキンググループがありますが、その中で検討されているものでありまして、実際、環境省のほうから正式に方針が示されている状況ではありません。ですので、ここで市としての考え方を述べられる状況ではないというのは、先ほど来申し上げておりましたとおりであります。今後ともこの情報等を常に収集しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりの理念に沿って、適切に対応してまいりたいと思います。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に質問をさせていただきます。

ごみの有料化の問題であります。

ごみの有料化については、平成22年12月議会において、中芝市長のほうから、有料化の方針が出され、23年6月議会において、重ねて一般質問を行ったわけですが、24年の4月から有料化が実施をされてきました。私は一貫して、このごみ



の有料化については、減量効果に期するものではない、市民負担を強いるものであるとして反対をしてきたものであります。

その後、この本会議においても質問をしてきております。現在の実態について、どうなっているのか。25年、26年、27年、28年の4月で丸5年が経過をすることになります。そこで、その間の年代別比較の実態、実績ですね、どのような排出量になっているのか、品種別に答弁を求めたいと思います。

さらに、今後のそれを受けて、総括をして、検証し、どのようにしていくのか、その方針をお聞かせください。

○井神議長　ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の7番目の1点目について、まずお答えいたします。

有料化前の平成23年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系575.38グラム、事業系111.90グラム、不燃ごみにつきましては、家庭系51.31グラム、事業系1.00グラム、粗大ごみにつきましては、家庭系122.74グラム、事業系32.34グラム、資源ごみにつきましては、家庭系76.47グラム、事業系11.89グラム。

続きまして、有料化後でございます。平成25年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系493.41グラムで、平成23年度と比較しまして、81.97グラム、14.2%の減量、事業系につきましては144.78グラムで、32.88グラム、29.4%の増量、不燃ごみにつきましては、家庭系47.61グラムで、3.70グラム、7.2%の減量、事業系2.29グラムで、1.29グラム、129%の増量、粗大ごみにつきましては、家庭系110.89グラムで、11.85グラム、9.7%の減量、事業系55.60グラムで、23.26グラム、71.9%の増量、資源ごみにつきましては、家庭系85.60グラムで、9.13グラム、11.9%の増量、事業系15.11グラムで、3.22グラム、27.1%の増量。

続きまして、平成26年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系505.75グラムで、69.63グラム、12.1%の減量、事業系151.49グラムで、39.59グラム、35.4%の増量、不燃ごみにつきましては、家庭系45.31グラムで、6.00グラム、11.7%の減量、事業系1.17グラムで、0.17グラム、17%の増量、粗大ごみにつきましては、家庭系112.68グラムで、10.06グラム、8.2%の減量、事業系55.08グラムで、22.74グラム、70.3%の増量、資源ごみにつきましては、家庭系80.92グラムで、4.45グラム、5.8%の増量、事業系13.42グラムで、1.53グラム、

12.9%の増量。

続きまして、平成27年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系502.79グラムで、72.59グラム、12.6%の減量、事業系155.74グラムで、43.84グラム、39.2%の増量、不燃ごみにつきましては、家庭系45.92グラムで、5.39グラム、10.5%の減量、事業系0.44グラムで、0.56グラム、56%の減量、粗大ごみにつきましては、家庭系80.09グラムで、42.65グラム、34.7%の減量、事業系57.43グラムで、25.09グラム、77.6%の増量、資源ごみにつきましては、家庭系79.26グラムで、2.79グラム、3.6%の増量、事業系11.89グラムで、増減なしとなっております。

なお、平成24年度につきましては、有料化が年度途中7月からの実施ですので、期間的に比較対象とならないことから除いております。

2点目の今後の総括・検証・対応についてでございますが、有料化実施前と比較しまして、家庭系可燃ごみなどでは10%強の減量化が図られており、一定の効果があったものと考えてございます。今後も引き続き、ごみ減量化対策の支援制度の周知・啓発に取り組んでいくことで、減量化を進めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ごみの排出量について、ご答弁をいただきました。一般家庭の部分についてはマイナスをしているということでありました。平成25年6月のこの本会議で、家庭系ごみは12.9%減量、事業系が20.3%増量したと。期待していたまでには至らない、そういう生活福祉部長の答弁がありました。その際、私は、事業系のごみが増加をしております。今、部長が実績を公表していただきましたが、いずれもアップをしている。この実態になっていると思うんですが、そのときに事業者に対して、アンケート並びに指導して、減量化に向けて取り組んでいくということを答弁をいただきました。

その後、事業系ごみに対して、どのような行動をされてきたのか、具体的に、そして減量化に結びつけていくということにされてきているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、家庭系のごみに関しては、一定の減量が効

果としてあらわれておりますが、事業系に関しては、増加をしておるというような状況であります。

この中で、市といたしましては、事業者への働きかけとして、まず、エコショップ・エコオフィス認定制度等を施行いたしまして、これは市内で、ごみの減量化、資源化、環境保全に積極的に取り組む事業者をエコショップもしくはエコオフィスとして認定し、事業者、市民及び市が連携し、ごみ減量化の一層の推進を図るということで進めておるところです。

エコショップに関しましては、現在、7カ所、7事業所、認定をさせていただいております。エコオフィスに関しても、現在、本年度、4事業所を新たに認定させていただいたところ です。

今後も市内の事業所を直接訪問させていただいて、排出するごみの実態調査あるいは減量化に向けた取り組みを行っていただくように啓発を行ってまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁をいただきましたが、事業系のごみ、これはその当時、問題になっていたわけですが、アンケートとか、出向いていって、実際にひざを突き合わせて、事業系のごみの排出量を減らしていくための努力というのは、これは、この間、何回ぐらい実施をされたのか。何事業所ぐらい、そういう取り組みをされてきているのか。それについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

事業所に対してのアンケートあるいは意見を聞く機会が何回あったのかというようなご質問であったかと思いますが、ごみの減量化、資源化に関するアンケートに関しましては、事業所も含め、市民の皆様方に、例えば、健康診断であるとか、市の行事があった際に、ごみの減量化に関してのアンケートを行っております。

平成25年10月から本年28年3月までで、747件の意見をいただいております。例えば、ごみを減らすために一番大切なこととはいう中では、最初からごみを出さないように心がけることや、資源とごみをきちんと分けること等の意見がたくさん、結果として出されたりしております。特に、事業所に特化してというところでありま すと、先ほど申し上げたエコショップやエコオフィスを認定させていただ

く際等で、事業所なんかにはいろんな意見を聞いて回ったりというようなことはさせていただいて、このアンケート結果の中に含めて、検討の材料にさせていただいているところです。

以上です。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。